

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年11月14日

【四半期会計期間】 第34期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上野良武

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 眞柄光孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 眞柄光孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店
(東京都豊島区巣鴨一丁目2番5号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第33期 第2四半期 連結累計期間		第34期 第2四半期 連結累計期間		第33期	
		自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
売上高	(千円)	1,729,090	1,843,548	3,404,991			
経常利益	(千円)	72,360	141,097	97,183			
四半期純利益又は当期純損失 ()	(千円)	36,118	92,048	85,221			
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	3,049	82,042	94,659			
純資産額	(千円)	3,936,465	3,705,058	3,801,627			
総資産額	(千円)	4,947,289	4,688,228	4,789,736			
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	7.18	20.86	17.33			
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-			
自己資本比率	(%)	79.6	79.0	79.4			
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	303,914	152,115	379,975			
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,620	10,084	9,427			
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	111,047	179,141	154,968			
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,526,555	1,553,723	1,576,910			

回次		第33期 第2四半期 連結会計期間		第34期 第2四半期 連結会計期間	
		自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	4.24	22.49		

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第33期については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等が行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国経済が緩やかな回復傾向にある中で、欧州の債務不安が中国等のアジア諸国やアセアン諸国に波及し、経済成長に減速傾向が見られました。また、国内経済は震災後の復興需要や公共投資の増加により回復傾向にあるものの、円高やデフレの長期化、株価の低迷などにより、依然として予断を許さない不透明な状況にあります。

このような経済環境の中で、当社グループの主な取引先業界である薄型テレビなどに代表される家電業界やパソコン・携帯電話などのIT家電業界等は、その産業構造が大きく変化したことにより当社グループの業績に少なからず影響を及ぼしました。しかし、当社グループは、ターゲットとする業界を絞り、実績のある機種を提案する営業活動を行い、且つよりきめ細かなサービスの提供を推進し、市場価格を見据えたコストダウンと固定費の削減を併せて推し進めてまいりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期と比較して6.6%の増の18億43百万円となりました。また、利益面におきましては、営業利益が1億31百万円（前年同期比97.7%増）、経常利益が1億41百万円（前年同期比95.0%増）となり、四半期純利益は92百万円（前年同期比154.9%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して1億1百万円減少し、46億88百万円となりました。これは主として現金及び預金が23百万円、仕掛品が47百万円、投資有価証券が27百万円減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して4百万円減少し、9億83百万円となりました。これは主として賞与引当金が4百万円、役員退職慰労金が4百万円増加し、未払法人税等が20百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して96百万円減少し、37億5百万円となりました。これは主として利益剰余金が56百万円増加し、自己株式を1億42百万円取得したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比較して0.4ポイント減少し、79.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して23百万円減少し、15億53百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、1億52百万円の収入(前年同期は3億3百万円の収入)となりました。これは主として税金等調整前四半期純利益の計上1億38百万円、減価償却費の計上25百万円、たな卸資産の減少44百万円、法人税等の支払69百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、10百万円の収入(前年同期は2百万円の支出)となりました。これは主として出資金の分配による収入12百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、1億79百万円の支出(前年同期は1億11百万円の支出)となりました。これは主として自己株式の取得による支出1億42百万円、配当金の支払35百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社の取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入しております。

本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様へ委ねられるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様へ当該行為の是非及び株式継続保有の是非をご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様へ適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様へ大規模買付行為の是非や株式継続保有の是非をご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が当社取締役会から提示された場合には)その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することいたしました。

大規模買付ルール概要

イ．情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のための必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- a．大規模買付行為及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b．大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c．当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d．当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- e．当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

ロ．取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

八．独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の構成員、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い有識者3名以上とします（あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員会を選任することがあります）。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断をなすに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることが出来るものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議及び決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとする事により、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査役の見解も尊重したうえで決定することにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

大規模買付行為がなされた場合の対応

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等を行うことはございます）。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、監査役の見解も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、監査役の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は42百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,780,000
計	15,780,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,722,500	5,722,500	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株であります。
計	5,722,500	5,722,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	5,722,500	-	1,075,400	-	942,600

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ナビタス持株会	堺市西区浜寺石津町東1丁目5番15号	543	9.49
ツジカワ株式会社	大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目2番19号	150	2.63
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	134	2.35
株式会社トービ	大阪市城東区放出西2丁目16番14号	125	2.19
泉原博	奈良県御所市	101	1.78
ナビタス従業員持株会	堺市西区浜寺石津町東1丁目5番15号	91	1.60
平木誠一	大阪市住吉区	87	1.53
金定純子	大阪市西区	77	1.36
泉原節子	奈良県御所市	73	1.29
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	73	1.28
計		1,458	25.49

(注) 当社は、平成24年9月30日現在自己株式を1,436千株(25.11%)所有しておりますが、上記表中からは除外しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,436,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,244,000	4,244	
単元未満株式	普通株式 42,500		
発行済株式総数	5,722,500		
総株主の議決権		4,244	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式918株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式保有) ナビタス株式会社	大阪府堺市堺区石津北町 9番1号	1,436,000	-	1,436,000	25.09
計		1,436,000	-	1,436,000	25.09

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,576,910	1,553,723
受取手形及び売掛金	852,537	861,234
商品及び製品	92,682	83,970
仕掛品	164,550	117,222
原材料及び貯蔵品	112,757	124,714
その他	53,334	54,529
貸倒引当金	776	1,831
流動資産合計	2,851,996	2,793,563
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	567,431	553,474
土地	1,010,810	1,015,560
その他（純額）	49,810	44,731
有形固定資産合計	1,628,052	1,613,766
無形固定資産	6,503	5,418
投資その他の資産		
投資有価証券	261,926	234,833
その他	42,762	45,233
貸倒引当金	1,505	4,586
投資その他の資産合計	303,183	275,479
固定資産合計	1,937,739	1,894,665
資産合計	4,789,736	4,688,228

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	698,703	697,406
未払法人税等	67,857	47,026
未払消費税等	8,367	11,764
賞与引当金	20,206	25,072
その他	85,740	88,105
流動負債合計	880,875	869,375
固定負債		
退職給付引当金	36,497	38,777
役員退職慰労引当金	65,269	70,149
その他	5,466	4,867
固定負債合計	107,233	113,794
負債合計	988,109	983,170
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,075,400	1,075,400
資本剰余金	942,600	942,600
利益剰余金	2,110,077	2,166,286
自己株式	313,571	456,343
株主資本合計	3,814,506	3,727,943
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,287	18,281
為替換算調整勘定	6,591	4,602
その他の包括利益累計額合計	12,879	22,884
純資産合計	3,801,627	3,705,058
負債純資産合計	4,789,736	4,688,228

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	1,729,090	1,843,548
売上原価	1,275,507	1,304,352
売上総利益	453,583	539,196
販売費及び一般管理費	386,990	407,539
営業利益	66,592	131,657
営業外収益		
受取利息	88	133
受取配当金	8,366	1,673
受取賃貸料	5,778	5,871
為替差益	-	1,699
その他	1,701	912
営業外収益合計	15,934	10,289
営業外費用		
支払利息	54	-
為替差損	8,780	-
自己株式取得費用	-	400
その他	1,331	447
営業外費用合計	10,166	848
経常利益	72,360	141,097
特別利益		
投資有価証券売却益	232	-
特別利益合計	232	-
特別損失		
工具器具備品除却損	76	349
投資有価証券評価損	2,245	2,601
特別損失合計	2,322	2,950
税金等調整前四半期純利益	70,269	138,146
法人税等	34,151	46,098
少数株主損益調整前四半期純利益	36,118	92,048
四半期純利益	36,118	92,048

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	36,118	92,048
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	40,436	11,994
為替換算調整勘定	1,268	1,988
その他の包括利益合計	39,167	10,005
四半期包括利益	3,049	82,042
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,049	82,042
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	70,269	138,146
減価償却費	30,438	25,015
貸倒引当金の増減額(は減少)	76	4,135
賞与引当金の増減額(は減少)	4,505	4,831
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,040	2,280
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3,876	4,879
受取利息及び受取配当金	8,454	1,806
支払利息	54	-
為替差損益(は益)	7,528	6,727
有形固定資産除売却損益(は益)	76	349
投資有価証券売却損益(は益)	232	-
投資有価証券評価損益(は益)	2,245	2,601
売上債権の増減額(は増加)	14,496	741
たな卸資産の増減額(は増加)	63,106	44,836
仕入債務の増減額(は減少)	114,171	8,174
未払消費税等の増減額(は減少)	15,798	7,784
その他	5,154	13,012
小計	305,761	219,335
利息及び配当金の受取額	8,454	1,806
利息の支払額	54	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	10,247	69,027
営業活動によるキャッシュ・フロー	303,914	152,115
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,631	2,413
投資有価証券の取得による支出	49,985	-
投資有価証券の売却による収入	50,136	-
出資金の分配による収入	7,859	12,497
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,620	10,084
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	-	599
自己株式の取得による支出	72,792	142,772
配当金の支払額	38,255	35,769
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,047	179,141
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,197	6,245
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	183,047	23,187
現金及び現金同等物の期首残高	1,343,508	1,576,910
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,526,555	1,553,723

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<p>会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による影響は軽微であります。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<p>税金費用の計算</p> <p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	73,778千円	33,811千円

(四半期連結損益計算書関係)

販管費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
給料手当及び賞与	124,040千円	114,328千円
賞与引当金繰入額	13,754千円	14,155千円
退職給付費用	6,114千円	6,360千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,196千円	4,879千円
貸倒引当金繰入額	76千円	5,267千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
現金及び預金勘定と一致しております。	1,526,555千円	1,553,723千円

(株主資本等関係)

前第 2 四半期連結累計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	38,047	7.5	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月 4 日 取締役会	普通株式	36,025	7.5	平成23年 9 月30日	平成23年12月 8 日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	35,839	7.5	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月 9 日 取締役会	普通株式	32,141	7.5	平成24年 9 月30日	平成24年12月 6 日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、印刷機器関連の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	7円18銭	20円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	36,118	92,048
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	36,118	92,048
普通株式の期中平均株式数(株)	5,031,820	4,413,593

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年10月23日開催の取締役会において、下記のとおり、子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 設立の目的

当社グループでは、平成16年10月に中国江蘇省蘇州工業園區に製造会社として設立した連結子会社に加え、中国市場への当社グループの製品の販売と中国の商品を日本をはじめ周辺諸国への販売をより活発に行い、特殊印刷機械及びその関連装置並びに関連商品・資材の市場をさらに開拓すべく、中国江蘇省蘇州工業園區に連結子会社となる現地法人を設立することといたしました。

(2) 設立会社の概要

商号 納維達斯机械商貿(蘇州)有限公司(仮称)
 所在地 中国江蘇省蘇州工業園區唯亭鎮春輝路5-4A
 代表者 董事長・總經理 上野良武
 事業内容 特殊印刷機械及びその周辺関連装置資材の販売並びに輸出入
 資本金 約300千USドル
 設立時期 平成24年11月下旬(予定)
 出資比率 ナビタス株式会社 100%

2 【その他】

第34期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)中間配当については、平成24年11月9日開催の取締役会において、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 32,141千円
 1株当たりの金額 7円50銭
 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 敏 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山 直 孝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナビタス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。